令和９年度

旭 川 市 奨 学 金

貸付申込みのご案内

～高校・大学・専門学校等へ通う方（奨学生）に、

修学に必要な資金の一部をお貸しする制度です～

ASAHIKAWA
CITY

・・申請書の受付期間・・

令和８年１２月１５日（火）

～令和９年２月１日（月）

土・日・祝日・年末年始（１２月３０日～１月４日）を除く

受付時間：午前９時　～　午後５時

提出先及び問い合わせ先

旭川市７条通９丁目　旭川市役所　総合庁舎３階東
こども・女性・若者未来部　子育て助成課（奨学金担当）
電話　２５－９１０７（直通）

令和９年度　旭川市奨学金　奨学生募集要項

１　応募資格等

次の条件を満たす方

・保護者の住所が旭川市である（奨学生は旭川市以外の市町村在住でも可）
・修学に必要な資金の調達が困難である
・品行方正である
・他の同種の奨学金制度を利用しない
・保護者が生活保護を受給、又は債務整理中でない
・保護者に扶養されている、又は保護者に一定の収入があり返還の責任を負うことができること
・奨学生、保護者、奨学生の兄弟姉妹及び連帯保証人が旭川市奨学金又は旭川市入学仕度金の貸付けに係る滞納がないこと

２　貸付額（無利子でお貸しします）

	区分	国公立	私立
高校等	高校、高専（１～３年）、 高等専修学校（准看・中卒）等	月額 7,000 円 （年額 84,000 円）	月額 11,000 円 （年額 132,000 円）
大学等	大学、短大、 専門学校（修業年限２年以上）、 高専（４～５年生） 高等専修学校（准看・高卒）等	月額 24,000 円 （年額 288,000 円）	月額 33,000 円 （年額 396,000 円）

※大学院、専攻科、１年制の専門学校等は対象になりません。
※貸付期間は、在学校の正規の修業年限を限度とします。（通信制は最低修業年限まで）

３　奨学金の交付について

６か月分を年２回に分けて、申請者（奨学生）の口座へ入金いたします。
貸付時期：４月下旬から５月下旬及び９月下旬

４　返還について

卒業した年もしくは卒業の翌年の４月から１０年以内で返還していただきます。月賦などの分割払いが可能です。

【返還例　：　１０年間月賦払い（１２０回払）の場合】

区分	貸付額	返還額
高校（私立） ３年間貸付けを受けた場合	396,000 円	月額 3,300 円
大学（私立） ４年間貸付けを受けた場合	1,584,000 円	月額 13,200 円

５　お申し込み

（１）受付期間
令和８年１２月１５日（火）　～　令和９年２月１日（月）
受付時間：午前９時　～　午後５時
※ただし、土日・祝日・年末年始（１２月３０日～１月４日）を除きます。

（２）申し込み方法
子育て助成課（旭川市７条通９丁目　総合庁舎３階）の窓口へご持参ください
（持参以外は受付できません。）

（３）申し込みに必要なもの（提出書類）

①奨学金貸付申請書
・申請書氏名は貸付けを受ける本人（奨学生）が署名してください。
・申請にあたり、連帯保証人が２名必要です（１名は保護者のうち収入の多い方）。こちらも、それぞれの連帯保証人本人が署名してください。
※例えば、旭川市内在住の母親が無職で、父親が単身赴任で市外在住の場合は、収入のある父親を連帯保証人としてください。

《保護者以外の連帯保証人・・・以下の条件を全て満たしている方》
ア）北海道内に住所のある方
※後日、住民票（本籍が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）を提出いただきます。
イ）独立の生計を営む方
※住民登録地が同一の場合は、別生計の証明が必要です。
ウ）貸付金返還の責任を負うことができる方
※連帯保証人は貸付けを受けた本人と同様の返還義務を負うことになるため、保証能力のない方（生活保護受給者、債務整理中の方、意思疎通が困難であり、日常的に生活支援を受けている方など）は連帯保証人にはなれません。

②同一生計の方全員の収入状況を証明するもの（令和７年１月～１２月のもの）
次のいずれかの書類の写し（ウは原本）
ア）源泉徴収票　　イ）確定申告票　　ウ）市・道民税 所得・課税証明書
エ）給与所得等に係る市民税等の決定・変更通知書
オ）市民税等 税額決定/納税 通知書

・連帯保証人となる保護者は、住民税の課税状況がわかる書類（ウ～オのいずれか）を提出してください。
※連帯保証人となる保護者が住民税非課税の場合、保護者以外の連帯保証人の市・道民税所得課税証明書等、住民税の課税状況が分かる書類も提出ください。（いずれも非課税の場合、貸付いたしません）

③申請者（奨学生）と生計を一にする者全員の住民票
・世帯全員が載ったもの
・本籍・続柄が記載され、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの
※単身赴任などにより生計同一で住所が違う場合は、その方の住民票も必要です。

６　申請後の手続きについて

合格通知書の写し（在学中の方は在学証明書）を提出していただきます
（提出期限などの詳細は、申請書類を提出されるときにご案内します）。

【４月上旬】貸付けが決定した方に、決定通知書と提出書類（借用証書など）の案内をお送りします。内容をご確認のうえ、期日までに書類を提出してください。

※期日までに提出いただけない場合は貸付を廃止することがありますので、送付された書類は必ず内容を確認し、やむを得ず提出が遅れる場合は事前にご連絡ください。

【４月下旬から５月連休明け】１回目の貸付金交付を行います。

※貸付決定とならなかった方には「補欠のお知らせ」により、その後の手続きについてご案内しますので確認してください。

※貸付決定後に辞退する場合は、「辞退届」の提出が必要ですので、必ずご連絡ください。

７　次年度以降の貸付手続きについて

貸付けを受けられた方には毎年２月に継続貸付けの案内をお送りします。
継続貸付希望の有無にかかわらず所定の手続きが必要ですので、ご確認ください。

８　貸付けの停止、廃止

奨学生が次の事項に該当した場合は、貸付けを停止又は廃止することがありますので、必ず担当へご連絡ください。

（１）正当な理由なく休学し、又は退学したとき。
（２）操行が著しく不良となったとき。
（３）傷病その他の事由により、成業の見込みがないとき。
（４）他の奨学金の貸付けを受けたとき。
（５）奨学生の保護者が市外へ転出したとき。

９　返還の猶予又は免除

奨学生が次の事項に該当した場合は、奨学金の返還を猶予又は免除することがありますので、担当までご連絡ください。

（１）進学したとき。
（２）疾病・災害その他やむを得ない理由により返還が困難であるとき。
（３）死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。
（４）心身に著しい障害を生じ返還ができなくなったとき。

～　ご不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください　～

旭川市こども・女性・若者未来部
子育て助成課（奨学金担当）
２５－９１０７（直通）

その他詳細は、旭川市ホームページでもご確認ください。